

大和市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

大和市長 大木 哲

大和市条例第4号

大和市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例

大和市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（昭和41年大和市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前にこの条例による改正前の大和市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例第12条に規定する職務に従事した場合については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第68号を次のように改める。

68	消防団の 役員及び 団員	団長	年額	127,000
		副団長	年額	101,000
		分団長	年額	82,000
		副分団長	年額	57,000
		部長	年額	51,000
		班長	年額	44,500
		団員	年額	41,500
		日額	水火災又は地震等の災害に出動	勤務時間が4時間以上のとき 8,000

			した場合	勤務時間が4時間未満 のとき 4,000
			警戒、訓練等に 従事した場合	3,000

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による改正後の大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第68号の規定は、施行日以後に水火災若しくは地震等の災害に出動し、又は警戒、訓練等に従事した場合について適用する。